

## 由布市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

平成30年11月1日

由布市告示104号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害時における人身事故の防止を図るとともに、避難所への避難路を確保し、もって震災に強い安全・安心のまちづくりを推進するため、道路に接し、倒壊の危険性が高く早急に除却する必要があるブロック塀等の除却費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、由布市補助金等の交付に関する規則（平成24年度規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) ブロック塀等

コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱をいう。

#### (2) 道路

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び同法第43条第1項ただし書きの規定による許可道路並びに学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校が定める通学路をいう。

#### (3) 避難所

由布市地域防災計画に基づく一時避難所、収容避難所及びその他の避難所をいう。

#### (4) 施行者

由布市内に設置されたブロック塀等の所有者又は管理者で、次条に規定するブロック塀等を除却する工事を行うものをいう。

### (補助対象工事)

第3条 補助対象工事は、次の各号のいずれかに該当するブロック塀等を除却する工事とする。

(1) 道路に接して設けられている高さ1メートル以上のもので、コンクリートブロック塀にあつては別表第1に、組積造の塀にあつては別表第2に従い、市長が点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、道路に接して設けられているもので、倒壊等の危険性により除却が必要であると市長が認めるもの

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、第2条第4号に規定する施行者であつて、次の各号に掲げる要件

を全て満たす者とする。

(1) 当該ブロック塀等において、この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を過去に受けたことがないこと。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

(暴力団の排除)

第5条 市長は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 由布市暴力団排除条例（平成23年度条例第1号。この項において「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事1件につき100,000円を上限とし、除却に要する費用の2分の1以下の額とする。

2 前項の規定により計算した補助金の額が1,000円に満たないときは、これを1,000円とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(工事内容の協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする施行者は、ブロック塀等除却工事（以下「補助事業」という。）の実施に関する契約を締結する前に、市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする施行者は、由布市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に補助金の交付を申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、由布市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは由布市危険ブロック塀等除却事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、施行者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により交付を決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。

4 施行者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、補助事業に着手しなければならない。

（補助事業の内容の変更）

第10条 施工者は、前条の規定により補助金交付決定通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、あらかじめ由布市危険ブロック塀等除却事業補助金交付変更申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付変更を決定したときは、由布市危険ブロック塀等除却事業補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により、不交付を決定したときは由布市危険ブロック塀等除却事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、施行者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により交付を決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の遂行）

第11条 施行者は、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

（補助金交付申請の取下げ）

第12条 施行者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに由布市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請取下届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（完了報告）

第13条 施行者は、補助事業が完了したときは、速やかに由布市危険ブロック塀等除却事業完了実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、由布市危険ブロック塀等除却事業補助金額確定通知書（様式第8号）により当該施行者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の額の確定を行うために必要と認める場合には、現地確認を実施することができる。

3 市長は、補助事業が適切に行われていないと認める場合には、補助事業が適切に行われるよう施行者に指導するものとする。この場合において、施行者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた施行者は、由布市危険ブロック塀等除却事業補助金交付請求書(様式第9号)による請求書を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、審査の上適切と思われるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第17条 市長は、施行者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第14条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、由布市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により施行者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、由布市危険ブロック塀等除却事業補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

(別表第1) コンクリートブロック造りの塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
(1)	高さ	地盤面から 2.2m 以下か。	はい	いいえ
(2)	壁の厚さ	高さ 2m を超える塀で 15cm 以上か。	はい	いいえ
		高さ 2m 以下の塀で 10cm 以上か。	はい	いいえ
(3)	控え壁	塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか。 (塀の高さが 1.2m 超の場合)	はい	いいえ
(4)	基礎	コンクリートの基礎があるか。	はい	いいえ
		基礎の丈は 35cm 以上か、根入れ深さは 30cm 以上か。 (塀の高さが 1.2m 超の場合)	はい	いいえ
(5)	傾き、ひび割れ	塀に傾きやひび割れはないか。	はい	いいえ
(6)	鉄筋	塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。	はい	いいえ
	評価	上記項目のうち 1 つでも不適合があれば、ブロック塀等の安全対策が必要です。		

(別表第2) 組積造りの塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
(1)	高さ	地盤面から 1.2m 以下か。	はい	いいえ
(2)	壁の厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上あるか。	はい	いいえ
(3)	控え壁	塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の高さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか。または塀の厚さが (2) の厚さの 1.5 倍以上となっているか。	はい	いいえ
(4)	基礎	基礎があるか。	はい	いいえ
		基礎の根入れ深さは 20cm 以上か。		
(5)	傾き、ひび割れ	塀に傾きやひび割れはないか。	はい	いいえ
	評価	上記項目のうち 1 つでも不適合があれば、ブロック塀等の安全対策が必要です。		